

観光土産品の表示に関する公正競争規約

公正競争規約	施 行 規 則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)第31条第1項の規定に基づき、観光土産品の表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において、「観光土産品」とは、食品類であって、商品名、絵、文字等で土産品である旨の表示をしたもの又は主として観光地において観光客の土産用として販売されるものをいう。ただし、景品表示法第31条第1項の規定に基づき設定された他の規約の適用を受けるものを除く。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、観光土産品を製造し、加工し(他に製造、加工させる場合を含む。)、若しくは販売し、又は輸入して販売することを業とする者をいう。</p> <p>3 この規約において「表示」とは、不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第2項に規定するものをいう。</p> <p>(必要表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、観光土産品の容器包装(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。)に、次に掲げる事項を、観光土産品の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に一括して表示しなければならない。ただし、食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第1項の規定に基づく食品表示基準(平成27年内閣府令第10号。以下「食品表示基準」という。)により表示するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 規約第2条第1項に規定する「観光土産品」とは、第1号から第4号までに掲げるものとする。</p> <p>(1) 当該品に土産、土産品、みやげ、名産、名産品、特産、特産品、名物、銘菓等と表示したもの</p> <p>(2) 商品名に地域名を冠したもの(○○羊かん、○○最中、○○まんじゅう、○○だんご等(○○は地名))</p> <p>(3) 観光地の観光資源あるいは観光対象を絵あるいは文字等をもってデザインした容器包装を用いた商品</p> <p>(4) 土産品として広報されている商品及び顧客等に土産品として販売されているもの</p> <p>(必要表示事項)</p> <p>第2条 規約第3条第1項の規定により表示すべき必要表示事項については、次に掲げる基準に基づき、別記様式1から別記様式3までにより表示すること。</p> <p>ただし、別記様式1から別記様式3までによる表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。</p>

公正競争規約	施 行 規 則
(1) 名称	1 名称 名称の表示は、「名称」の文字の後に、その内容を表す一般的な名称を表示すること。ただし、食品表示基準第3条第1項ただし書で定める食品にあっては別表4に掲げる名称を表示する。
(2) 原材料名	2 原材料名 原材料名の表示は、「原材料名」の文字の後に、使用した原材料を食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の規定に従い表示すること。
(3) 添加物	3 添加物 添加物の表示は、「添加物」の文字の後に、使用した添加物を食品表示基準第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い表示すること。
(4) 原料原産地名	4 原料原産地名 「原料原産地」の文字の後に、食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定に従い原料原産地を表示すること。
(5) 内容量	5 内容量 「内容量」の文字の後に、食品表示基準第3条の規定に従い内容量（例えば、グラム、ミリリットル、個数等）を表示すること。ただし、重量を表示する場合にあっては、容器包装の量目を含まないものとする。
(6) 消費期限又は賞味期限	6 消費期限又は賞味期限 (1) 消費期限 ア 定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日を表示する。 イ 「消費期限」の文字の後に、次のように表示する。ただし、(イ)、(ウ)又は(エ)の場合であって、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略ができるものとする。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」と表示するものとする。 (イ) 令和元年10月10日 (ウ) 10. 10. 10 (エ) 2028. 10. 10 (エ) 28. 10. 10 (2) 賞味期限 ア 定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可

公正競争規約	施 行 規 則
(7) 保存の方法	<p>能であると認められる期限を示す年月日をいい、製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあっては、賞味期限である旨の文字を冠して、次のイの(ア)から(イ)までのように表示する。ただし、品質が保たれるのが3月を超える食品については「賞味期限」を年月で表示してもよい。</p> <p>イ 「賞味期限」の文字の後に、次のように表示する。ただし、(イ)、(ウ)又は(エ)の場合であって、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができるものとする。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」と表示するものとする。</p> <p>(ア) 令和10年10月10日 (イ) 10. 10. 10 (ウ) 2028. 10. 10 (エ) 28. 10. 10</p>
(8) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	<p>7 保存の方法</p> <p>(1) 「保存方法」の文字の後に、製品の特性に従つて次の例に準じて具体的に表示する。ただし、食品衛生法第11条第1項の規定により保存の方法の基準が定められたものにあってはその基準に従つて表示すること。</p> <p>ア 直射日光を避ける。 イ 高温多湿を避ける。 ウ 要冷蔵である旨 (〇〇°C以下で保存する旨を記載すること。)</p> <p>(2) 常温で保存すること以外にその保存の方法に關し留意すべき事項がない場合は省略することができる。</p>
(9) 製造所又は加工所の所在地 (輸入品にあっては、輸入業者の営業所の所在地) 及び製造者又は加工者の氏名又は名称 (輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称)	<p>8 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を食品表示基準の規定に従い表示すること。</p> <p>9 製造所又は加工所の所在地 (輸入品にあっては、輸入業者の営業所の所在地) 及び製造者又は加工者の氏名又は名称 (輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称) を食品表示基準の規定に従い表示すること。</p>
(10) 原産国名 (輸入品に限る。)	<p>住所は、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づく規定に従つて住居番号まで記載する。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する指定都市及び県庁の所在する市における都道府県名を省略できる。また、同一都道府県内に同一町村名がない場合に限り、郡名を省略できる。</p>

公正競争規約	施 行 規 則
(11) 栄養成分の量及び熱量	10 原産国名 輸入品にあっては、「原産国名」の文字の後に、「○○」(○○は国名)と表示する。
2 アレルゲン	11 栄養成分の量及び熱量 栄養成分の量及び熱量を食品表示基準の規定に従い表示すること。(別記様式2、別記様式3)
3 L-フェニルアラニン化合物を含む旨	12 特定原材料に係る表示 食品表示基準の別表第14に掲げる食品(以下「特定原材料」という。)を原材料に使用している場合及び特定原材料に由来する添加物を含む場合にあっては、食品表示基準第3条第2項の定めるところにより表示しなければならない。
4 前3項に定めるもののほか、遺伝子組換え食品、乳児用規格適用食品など食品表示基準により表示が必要な事項	13 アスパルテームを含む食品に係る表示 規約第3条第3項に掲げるL-フェニルアラニン化合物を含む旨は、食品表示基準第3条第2項に定めるところにより、アスパルテームを含む食品に表示すること。
5 容器包装の分別回収のための識別表示	14 規約第3条第5項に掲げる「識別表示」は、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定に基づき表示すること。 (過大な包装の禁止) 第3条 規約第4条の「内容量を誤認されるおそれがある容器包装」に当たるかどうかは、次の基準に基づいて判断するものとする。 (1) 原則として、内容物の体積が容器の体積に対し3分の2以上であることを目安として、過大包装であるかないかを判定する。 判定方法については、容器、外装の内のりの体積(縦×横×高さ)と、その内容物の体積(縦×横×高さ)の比率とする。 なお、商品の詰まっている部分の内のりの体積の算出に当たっては、商品の観光土産品との特性とその保護のための必要性を勘案して、商品の配列を行った状態において測定するものとする。 (2) 過大包装を判断するについての基準は、商品の内容の相違、包装形態の相違、販売方法の相違等を勘案するものとし、次の基準によるものとする。 ア フチと中敷段ボールの関係

公正競争規約	施 行 規 則
<p>(1) 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、外見から容易に判明することができないように容器の底を上げること（アゲゾコ）。</p> <p>(2) 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、外見から容易に判明することができないように額縁状の広い幅の縁取りを施すこと（ガクブチ）。</p> <p>(3) 容器又は外装に切抜きをし中が見える部分にのみ内容物を入れて、全体に入っているかのように見せ掛けること（メガネ）。</p> <p>(4) 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、容器の底又は個々の内容物の間に紙片、木毛などを詰めること（アンコ）。</p> <p>(5) 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、内装を重ねること（十二単衣）。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、内容量に比し、過大な容器包装を用いること。</p> <p>（特定事項の表示基準）</p> <p>第5条 事業者は、観光土産品について、特色のある</p>	<p>フチ幅5ミリメートル以下、中敷段ボール3ミリメートル以下とする。重量のあるもの、壊れやすいものなど特別のものについて勘案する場合のフチ幅の限度は8ミリメートルとする。</p> <p>イ 桿もの羊かん類の包装用段ボールの厚さ 　　桿もの羊かん類の包装に使用する段ボールの厚さは、3ミリメートル以内とする。</p> <p>ウ 発泡スチロールの中敷（中立を含む） 　　発泡スチロールを外包装、中敷等に使用した場合であっても、商品の内容量は前述のとおりとする。</p> <p>(3) 次の方法による過大包装は禁止される。</p> <p>ア 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、外見から容易に判明しないような方法で容器の底をあげたり、底をあげるのと同様のことをしてはならない。 　　（規約第4条第1号に基づく禁止、アゲゾコ）</p> <p>イ 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、額縁状の広い幅の縁取りをして、外見上商品がいっぱい詰まっているかのように見せ掛けてはならない。 　　（規約第4条第2号に基づく禁止、ガクブチ）</p> <p>ウ 容器又は外装に切抜きをし、中が見える部分だけ内容物を入れ、外見上商品がいっぱい詰まっているかのように見せ掛けてはならない。 　　（規約第4条第3号に基づく禁止、メガネ）</p> <p>エ 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、容器の底又は個々の内容物の間に、紙片、木毛、セロハン等を詰め、外見上商品がいっぱい詰まっているかのように見せ掛けてはならない。 　　（規約第4条第4号に基づく禁止、アンコ）</p> <p>オ 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、幾重にも内装を重ね外見上商品がいっぱい詰まっているかのように見せ掛けてはならない。（規約第4条第5号に基づく禁止、十二単衣）</p> <p>カ その他の方法で、内容量に比べ、過大な容器、材料を用いて包装してはならない。 　　（規約第4条第6号に基づく禁止）</p>

公正競争規約	施 行 規 則
<p>原材料を使用している場合でなければ、当該観光土産品の商品名、写真、絵、説明文等に当該原材料の表示をしてはならない。ただし、次の場合にあっては、この限りではない。</p>	<p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第4条 規約第5条第1項に規定する表示は、次によるものとする。</p>
<p>(1) 当該原材料の香料を使用しているものについて、その旨を商品名と同一視野に入る場所に表示した場合</p> <p>(2) 形態を商品名したものについて、その旨を商品名と同一視野に入る場所に表示した場合</p> <p>(3) 地名、名物等から商品名を付けたものについて、それが特色のある原材料を表わすものにあっては、当該原材料を使用していない旨を商品名と同一視野に入る場所に表示した場合</p>	<p>(1) 特定の原産地のもの、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、原料原産地名を表示する場合を除き、次の各号に掲げるいづれかの割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が100パーセントである場合にあっては、割合の表示を省略することができる。</p>
<p>(4) 施行規則で定める場合</p>	<p>ア 特色のある原材料の製品の原材料及び添加物に占める重量の割合</p> <p>イ 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合（この場合において、特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合である旨の表示を表示する。）</p> <p>ウ 特定の原材料の使用量が少ない旨を表示する場合にあっては、特定の原材料の製品に占める重量の割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。</p>
<p>2 事業者は、観光土産品について、地名を付した「名産」、「特産」、「本場」、「名物」その他これらに類する表示をしようとする場合には、当該地域において生産された原材料を使用したもの又は当該地域において製造されたものでなければ、これを表示してはならない。</p> <p>3 前2項の表示に関して、地方観光土産品公正取</p>	<p>(2) 規約第5条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する表示をする場合には、日本産業規格Z8305（1962）（以下「JISZ8305」という。）に規定する14ポイント以上の大きさの文字で表示するものとする。ただし、表示可能面積が小さい場合には、JISZ8305に規定する8ポイント以上とする。</p> <p>(3) 規約第5条第1項第4号に規定する「施行規則で定める場合」とは、全国協議会が、地方協議会の申請に基づき、当該商品が伝統的な商品であって、当該原材料を使用していないことが一般消費者に周知されていると認め、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を得た場合をいう。</p>

公正競争規約	施 行 規 則
<p>引協議会（以下「地方協議会」という。）の定める基準がある場合には、その規定によるものとする。</p> <p>（その他の表示事項）</p> <p>第6条 全国観光土産品公正取引協議会（以下「全国協議会」という。）は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認められる場合には、第3条及び第5条に規定する事項のほか、これらの事項に関する表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。</p>	<p>2 地方協議会は、規約第5条第3項に規定する地方協議会の基準を定める場合は、全国協議会に申請し公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を得るものとする。</p> <p>（公正マーク）</p> <p>第5条 全国協議会は、規約第6条に基づく表示として、次の規定に従い規約に従い、適正な表示をしていると認められる会員に対し、その製造又は販売に係わる観光土産品の容器包装に「認定証」を表示させることができる。</p> <p>(1) 「認定証」を表示させるに当たっては、地方協議会は、会員から認定の申請を受けた当該土産品の表示に関する審査を行い、この審査に合格した土産品について、全国協議会にその認定を申請しなければならない。この場合において、地方協議会は、その表示について疑義が生じた場合は、認定の申請を行った会員（以下「認定申請会員」という。）に必要な資料の提出を求め、その内容を確認するものとする。</p> <p>(2) 全国協議会は、地方協議会から認定の申請を受けた土産品について、それが規約に従い適正に表示が行われていると認める場合は認定するものとする。ただし、地方協議会の行った合格の判定について疑義があるときは、全国協議会は調査を行い、必要に応じ地方協議会及び認定申請会員に資料の提出を求めることができる。</p> <p>(3) 土産品の認定の有効期間は2か年とする。ただし、認定を行った年の翌年は、認定を行った土産品の表示が正しく実施されているかどうかを検証するものとする。</p> <p>(4) 全国協議会は、認定有効期間が満了した土産品であっても、次の審査が行われるまでは、地方協議会からの届出を受けた上で、6か月を上限としてその認定を有効にことができる。</p> <p>(5) 認定を受けた土産品に表示する「認定証」は、次の図柄1とする。ただし、地方協議会において、全国協議会の承認を得た場合は、色を変更すること並びにア及びイに従い図柄等を変更することができる。</p> <p>ア 図柄1及び図柄2のうち「全国観光土産品公取協」の文字は地方協議会名に、「おみやげ」の文字は「○○みやげ」（○○は地名）等地名を附加したものに、それぞれ変更</p>

公正競争規約	施 行 規 則
<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第7条 事業者は、観光土産について、食品表示基準第9条に定めるもののほか、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 当該商品でないものを当該商品であると誤認されるおそれがある表示</p>	<p>することができる。 イ 図柄2の斜線部分については、地方協議会独自のデザインに変更することができる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>図柄1</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図柄2</p> </div> </div> <p>(6) 「認定証」の表示は、次のいずれの方法で行っても差し支えない。 ①印刷 ②スタンプ ③シール</p> <p>(7) 地方協議会の行う表示に関する審査に合格しなかったものについては、地方協議会において、認定申請会員に対し指摘事項に係る指導をした上で再審査を行う。</p> <p>(8) 地方協議会の行う表示に関する審査において、規約に従っているかどうか判定できないものについては、全国協議会において審査した上で、認定の可否を決定する。</p> <p>(9) 全国協議会は、土産品の認定後に当該土産品の認定申請会員に対して規約第11条に定める措置を採る場合は、当該認定申請会員に当該土産品の認定証の使用停止を求めなければならない。</p> <p>2 会員は、自己の店舗及び事業所に全国協議会又は地方協議会の会員である旨を、次の規定に従い「会員証」をもって表示することができる。</p> <p>(1) 「会員証」は、シール、プレート等をもって表示するものとする。</p> <p>(2) 「会員証」の図柄は前項第5号の規定に準ずるものとし、同図柄中「認定証」の文字の部分を「会員証」と表示するものとする。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第6条 規約第7条各号の規定による不当表示に当たるものを例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) 規約第7条第1号</p> <p>ア 商品が「かに身」と「合わせみそ」でつくられているものに、商品名として「かにみそ」と表示すること。</p> <p>イ 当該商品の原材料として100パーセント岩のりを使用していないのに、商品名として「岩のり」と表示すること。</p> <p>ウ 「栗」を使用していない「羊かん」に、商</p>

公正競争規約	施 行 規 則
<p>(2) 特色のある原材料を使用していないのに、その旨を明瞭に表示することなく特色のある原材料を使用しているかのような表示を行うことにより、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 特色のある原材料を少量しか使用していないのに、写真、絵、説明文等で多量に使用しているかのように表示することにより、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 製法が実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 品質、成分、原材料等が実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 第5条第2項の規定に基づかない地名を付した「名産」、「特産」、「本場」、「名物」等を使用した表示</p> <p>(7) 原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(8) 客観的な根拠又は全国協議会の定める基準によらないで、「特上」、「特選」、「極上」、「超」、「最高級」等の文言を用いることにより、当該商品が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(9) 内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて過大な容器包装を用いることにより、内容量が誤認されるおそれがある表示</p> <p>(10) 賞でないものを賞であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(11) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(12) 官公庁、神社、仏閣その他著名な団体又は個人</p>	<p>品名として「栗羊かん」と表示すること。 エ 「茶」を使用していない「そば」に、商品名として「茶そば」と表示すること。</p> <p>(2) 規約第7条第2号 ア 三陸産ではない「わかめ」に、商品名として「三陸産わかめ」と表示すること。 イ 有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品ではないものに「有機○○」と表示すること。</p> <p>(3) 規約第7条第4号 「手焼き」でないものを「手焼き」、「炭焼き」でないものを「炭焼き」又は「手打ち」でないものを「手打ち」と誤認されるおそれがあるもの</p> <p>(4) 規約第7条第5号 ア 特定の成分又は原材料が多いこと又は少ないことを強調することにより、品質が優れているかのように誤認されるおそれがあるもの イ 「天然」、「自然」、「純」等の用語 ウ 「生」、「フレッシュ」等の新鮮を意味する文言の表示</p> <p>(5) 規約第7条第8号 「極上」、「超」、「最高級」等の最上級を意味する文言の表示</p> <p>(6) 規約第7条第11号 ア 「賞」、「推奨」等を受けた時期及び授賞者、推奨者等の氏名又は名称並びに受賞した展覧会、品評会等の名称が記載されていない「賞」、「推奨」等を受けた旨の表示 イ 受けた番号が記載されていない法令に基づく特許、登録等を受けた旨の表示 ウ 分析、検査等を行った時期及び機関等の名称が記載されていない分析検査に合格した旨等の表示</p>

公正競争規約	施 行 規 則
<p>が購入又は推奨しているかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(13) 他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗する表示</p> <p>(14) 前各号に掲げるもののほか、観光土産品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(公正取引協議会の設置)</p> <p>第8条 この規約の目的を達成するため、全国協議会及び地方協議会を設置する。</p> <p>2 全国協議会は、地方協議会並びにこの規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。</p> <p>3 地方協議会は、当該地域内のこの規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。</p> <p>(全国協議会及び地方協議会の事業)</p> <p>第9条 全国協議会は次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(5) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(6) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(7) 景品表示法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</p> <p>(8) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(9) 会員に対する情報提供に関すること。</p> <p>(10) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(11) 地方協議会の設置に関すること。</p> <p>(12) 地方協議会に対する指導、監督に関すること。</p> <p>2 地方協議会は次の事業を行う。</p> <p>前項第1号から第10号までに掲げる事業。ただし、第4号及び第6号の事業のうち違約金を課すこと及び除名処分をすることを除く。</p>	<p>(7) 規約第7条第12号 立証されていない「官公庁」、「神社」、「仏閣」その他著名な団体又は個人が推奨又は購入した旨の表示</p> <p>(8) 規約第7条第14号 ア 施行規則第5条各号による手続きを踏まえずに認定証を貼付すること又は模造した認定証を貼付すること イ 「香料を使用している旨」を表示している場合であっても、あたかも当該原材料そのものを使用しているかのように誤認されるおそれがある表示</p>

公正競争規約	施 行 規 則
<p>(違反に対する調査)</p> <p>第10条 全国協議会及び地方協議会は、第3条から第5条又は第7条の規定に違反する事実があると想料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく全国協議会及び地方協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 全国協議会及び地方協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>4 地方協議会は、前項の規定による警告を行った場合には、全国協議会に報告するものとする。</p> <p>5 全国協議会は、第3項の規定による警告を受けた事業者がこれに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第11条 全国協議会及び地方協議会は、第3条から第5条又は第7条の規定に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 地方協議会は、前項の規定による警告を行った場合には、全国協議会に報告するものとする。</p> <p>3 全国協議会は、第1項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>4 全国協議会は、前条第3項若しくは第5項又は本条第1項若しくは第3項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p>	

公正競争規約	施 行 規 則									
<p>第12条 全国協議会は、第10条第5項又は前条第3項の規定による措置を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から20日以内に、全国協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 全国協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 全国協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>（規則の制定）</p> <p>第13条 全国協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(細則等の制定)</p> <p>第7条 全国協議会は、規約及び施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。</p> <p>2 前項の細則又は運用基準を定め、又は変更し、又は廃止しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出るものとする。</p> <p>別記様式1</p> <table border="1" data-bbox="854 1096 1399 1439"> <tr><td>名称</td></tr> <tr><td>原材料名</td></tr> <tr><td>添加物</td></tr> <tr><td>原料原産地名</td></tr> <tr><td>内容量</td></tr> <tr><td>消費期限</td></tr> <tr><td>保存方法</td></tr> <tr><td>原産国名</td></tr> <tr><td>製造者</td></tr> </table> <p>備考</p> <p>1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。</p> <p>2 邦文をもって、一般に購入し、又は使用者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行うこと。</p> <p>3 容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい箇所に表示する。</p> <p>4 表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する8ポイント以上の活字の大きさの統一のとれた文字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下の場合は、5.5ポイントの</p>	名称	原材料名	添加物	原料原産地名	内容量	消費期限	保存方法	原産国名	製造者
名称										
原材料名										
添加物										
原料原産地名										
内容量										
消費期限										
保存方法										
原産国名										
製造者										

公正競争規約	施 行 規 則														
	<p>活字以上の大きさの文字とすることができます。</p> <p>5 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」、「品目」と表示することができます。</p> <p>6 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができます。</p> <p>7 原料原産地名については、事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することができます。</p> <p>8 消費期限に代えて賞味期限を表示すべき場合にあっては、この様式中「消費期限」を「賞味期限」とする。</p> <p>9 食品関連事業者が、販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。</p> <p>10 原材料名、原料原産地名、内容量及び消費期限又は賞味期限を他の事項と一緒に表示することが困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができます。</p> <p>11 消費期限又は賞味期限の表示箇所を表示して他の箇所に表示する場合において、保存の方法についても、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、消費期限又は賞味期限の表示箇所に近接して表示することができます。</p> <p>12 この様式は縦書きとすることができます。</p> <p>13 この様式の枠を表示することが困難な場合は、枠を省略することができます。</p> <p>別記様式2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">栄養成分表示</th> </tr> <tr> <th colspan="2">食品単位当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱量</td> <td>kcal</td> </tr> <tr> <td>たんぱく質</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>脂質</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>炭水化物</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>食塩相当量</td> <td>g</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。</p> <p>2 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更して</p>	栄養成分表示		食品単位当たり		熱量	kcal	たんぱく質	g	脂質	g	炭水化物	g	食塩相当量	g
栄養成分表示															
食品単位当たり															
熱量	kcal														
たんぱく質	g														
脂質	g														
炭水化物	g														
食塩相当量	g														

公正競争規約	施 行 規 則																														
	<p>はならない。</p> <p>3 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。</p> <p>4 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。</p> <p>別記様式3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">栄養成分表示</th> </tr> <tr> <th colspan="2">食品単位当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱量</td> <td>kcal</td> </tr> <tr> <td>たんぱく質</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>脂質</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>　－飽和脂肪酸</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>　－n-3系脂肪酸</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>　－n-6系脂肪酸</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>コレステロール</td> <td>mg</td> </tr> <tr> <td>炭水化物</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>　－糖質</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>　　－糖類</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>　　－食物繊維</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>食塩相当量</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分</td> <td>mg</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。</p> <p>2 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。</p> <p>3 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。</p> <p>4 糖質又は食物繊維の量のいずれかを表示しようとする場合にあっては、糖質及び食物繊維の量の両方を表示する。</p> <p>5 ナトリウム塩を添加していない食品について、食塩相当量に加えてナトリウムを表示しようとする</p>	栄養成分表示		食品単位当たり		熱量	kcal	たんぱく質	g	脂質	g	－飽和脂肪酸	g	－n-3系脂肪酸	g	－n-6系脂肪酸	g	コレステロール	mg	炭水化物	g	－糖質	g	－糖類	g	－食物繊維	g	食塩相当量	g	たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg
栄養成分表示																															
食品単位当たり																															
熱量	kcal																														
たんぱく質	g																														
脂質	g																														
－飽和脂肪酸	g																														
－n-3系脂肪酸	g																														
－n-6系脂肪酸	g																														
コレステロール	mg																														
炭水化物	g																														
－糖質	g																														
－糖類	g																														
－食物繊維	g																														
食塩相当量	g																														
たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg																														

公正競争規約	施 行 規 則
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>2 この規約の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。</p> <p>3 原料原産地以外の事項については、施行日から令和2年3月31日までに製造され、加工され又は輸入される観光土産品に係る表示については、この規約の変更にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>4 原料原産地に関する事項については、施行日から令和4年3月31日までに製造され、又は加工される観光土産品に係る表示については、なお従前の例によることができる。</p> <p>5 原料原産地に関する事項については、計画的にこの規約に基づく原料原産地表示に移行することが望ましい。</p>	<p>る際は、「食塩相当量」を「ナトリウム（食塩相当量）」等に代えて表示する。</p> <p>6 義務表示となっている栄養成分以外で表示しないものについては、この様式中当該成分を省略する。</p> <p>7 表示の単位は、この様式中に単位にかかわらず、食品表示基準別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第二欄によって表示する。</p> <p>8 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>2 この施行規則の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。</p> <p>3 原料原産地以外の事項については、施行日から令和2年3月31日までに製造され、加工され又は輸入される観光土産品に係る表示については、この施行規則の変更にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>4 原料原産地に関する事項については、施行日から令和4年3月31日までに製造され、又は加工される観光土産品に係る表示については、なお従前の例によることができる。</p> <p>5 原料原産地に関する事項については、計画的にこの施行規則に基づく原料原産地表示に移行することが望ましい。</p>